

千葉県中小企業再建支援金の 支給対象が拡大します

1 支援対象法人の拡大

以下の法人については、一定の要件のもと、支給対象に追加します。

- ・医療法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動（NPO）法人
- ・一般社団（財団）法人
- ・公益社団（財団）法人
- ・組合（企業組合、農協、漁協等、中小企業信用保険法に定めのあるもの）

2 支給要件の緩和

本年1月から3月の間に設立された中小企業等についても、支給対象に追加します。

※ 新しい申請要領と申請書等の様式については、6月22日の週を目途に「千葉県中小企業再建支援金特設サイト」からダウンロードできるようになります。

(<https://www.chiba-shienkin.com/>)

